

知的所有権ニュース（2016年10月）

〒392-0015

長野県諏訪市中洲1602-3

三枝特許事務所

TEL:0266-53-4197

FAX:0266-58-8602

E-mail: spo@coral.ocn.ne.jp

今年の秋は台風や長雨が続き、稲刈りもままならないなど、その天候は農作物にも影響を与えつつあるようです。豊かな収穫の秋が来ることを祈りたいと思います。特許などの知的財産権の世界でも、豊かな収穫を目指しつつ、日常の研鑽、開発、革新を続けていく必要があります。弊所では、お客様に実りの秋をもたらすことができますように、しっかりとした権利の取得を目指して、日々の業務に励む所存です。

さて、今回も知的所有権ニュースをお届けします。最近の特許関連のニュースや連絡事項などを記載しました。なお、業務内容に関する細かなご質問につきましては電子メールやフアクシミリにてお受けしております。 三枝

1. 農林水産業に係る知的財産の相談の受付を開始しました。

知的財産相談窓口（INPIT所管）は、農林水産業に係る知的財産の相談ができるような体制を整え、当該相談の受付を始めると発表しました。その相談内容の一例として、育成者権（農林水産省所管）と商標権（経済産業省所管）の関係が例示されておりますので、ここにご紹介します。

育成者権は、新品種を育成者等が登録することにより、その種苗の生産、売買や、栽培した結果得た加工品の生産、売買などを独占することができる権利ですが、その権利期間は、品種登録の日から25年又は30年に制限されます（種苗法）。

一方、商標権は、商標を登録することにより10年間の権利が与えられますが、更新申請により何度でも権利期間を更新することができます（商標法）。

上記発表では、2001年に「福岡S6号」という名称で品種登録された後、2002年に商標「あまおう」が商標登録された例が示されています。

上記のように、品種名と商標を使い分け、それぞれを適切に登録することによって、的確な権利を取得し、十全な保護を受けることができます。

ところが、上記の事例とは異なり、商標として使用したい名称を品種名として一旦登録してしまうと、これと同じ名称は商標登録ができなくなってしまいます（商標法第4条第14号）。

また、品種名として登録してしまうと、それは単に品種を表す語となりますので、育成者権が満了した後でも、商標として登録することはできなくなります。したがって、この場合には品種名を商標権により独占することは未来永劫できません。

一方、商標権として登録すれば、更新申請により何年でも繰り返し商標として使用でき、名称の使用を独占できます。

したがって、品種登録の品種名と、商標名とは区別し、商標として使用したい名称を品種名とは区別して設定し、育成者権と商標権をそれぞれ適切な名称で取得する必要があります。このような事例は実際にかなり存在するようですので、ご注意ください。

2. 特・実審査基準の改訂について

去る9月28日に特許庁により特・実審査ハンドブックの改訂が行われました。今回の改訂の主な内容は、IoT（物のインターネット）関連や製造方法の記載に関する事例を追加

した点にあります。

I o T 関連では、特に、一般的な特許要件に関する事例と、ソフトウェア関連発明に関する事例が追加されています。

また、プロダクトバイプロセスクレームについては、「不可避・非実際的事情」に該当する具体例や新規性の事例、審決例などが追加されています。

3. 秘密情報の保護ハンドブックについて

本年2月に経済産業省により「秘密情報の保護ハンドブック」が公表されました。このハンドブックは、従来の営業秘密に関する営業秘密管理指針（最新版は2015年版）の内容をさらに具体化し、どのような秘密漏えい事例があるのか、秘密漏えいをどのように防止したらよいかという観点からまとめたものです。

秘密情報の漏えいは、従業員等の企業の内部者、発注元や委託先等の取引先、不正アクセス行為者等の外部者など、様々な経路により生ずるおそれがあります。さらに、ITの高度化・多様化も相まって、秘密情報の漏えいは、その情報を漏らそうとする者にとってはより容易に、その防止策を講ずる企業にとってはより複雑・困難になりつつあると言えます。

御社の企業防衛の施策を検討する場合に有用な情報となると思います。詳細については以下をご参照ください。

※<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html#handbook>

【連絡事項】

・長野県発明協会による無料相談事業

相談日（弊所担当）は以下の通りです。時間は午後1時～4時です。なお、相談には予約が必要です。（予約連絡先：各相談会の会場又は発明協会長野県支部026-228-5559）

平成28年12月14日（水）：伊那商工会議所

平成29年 3月17日（金）：松本市役所

・諏訪圏特許事務所連合会による発明相談

時間はいずれも午後1時～4時です。できるだけ事前の予約をお願いします。

諏訪商工会議所：偶数月の第3木曜日：予約連絡先：0266-52-2155

茅野商工会議所：奇数月の第2水曜日：予約連絡先：0266-72-2800（予約がある日のみ）

テクノプラザおかや：毎月第3火曜日：予約連絡先：0266-21-7000

下諏訪商工会議所（ものづくり支援センターしもすわ）

：偶数月の第1水曜日：予約連絡先：0266-27-8533

弊所担当の相談日は以下の通りです。

平成28年11月15日（火）：テクノプラザおかや

平成28年12月20日（火）：テクノプラザおかや

平成29年 2月 1日（水）：下諏訪商工会議所

・弊所における相談、顧問契約について

弊所では、上記日時以外でも相談に応じております。ただし、事前にお電話等での予約をお願いします。初回の相談は無料ですので、お気軽にご連絡ください。

弊所では企業様との間で顧問契約を締結しています。契約コースは2万円／月、5万円／月の2種類あります。企業訪問、無料相談などを通じて、通常の業務のみでは得られない発明の発掘、詳細な指導、相談対応等の支援を行います。

弊所では特許侵害等のコンサルタント業務も行っています。ご相談ください。